

1 台風等による暴風(雪)警報・大雨特別警報発令のとき

- <登校前> ※NHKの報道を参照
- 6:30の時点で富士宮市に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → **自宅待機**
 - 12:00(正午)以前に富士宮市に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除された場合 → **登校**
 - 12:00(正午)の時点で富士宮市に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → **休校**
- <在校中>
- 午前中は原則学校に留めおく。
 - 16:00を過ぎても下校出来ない場合は、一斉メール又は電話で迎えを依頼する。
- ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(リーバーで報告してください。)
- ※その他、気象状況(落雷・降雪等)により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。
- ※「大雨警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し大変危険です。近付かないようご指導ください。学区には土砂災害(特別)警戒区域が存在します。
- ※6:30の時点で「土砂災害警戒情報に基づく避難指示(レベル4)」が出ている場合は、避難を最優先としてください。

2 学校でけがをした、病気になったとき

- 学校から保護者に連絡が入る(ケガ・病気の具合を確認する)
- 学校

→

保護者
- 学校

↓

病院
- ① ②
- 医療機関を決める。
*救急車対応の時は搬送先病院を確認
 - 保険証を持つ。
 - 急を要しない場合、保護者は学校へ行く。その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
 - 急を要する場合は、医療機関へ行く。
*学校が医療機関へ搬送します。(②実線)(救急車を要請する場合もある。)
 - 受診後、結果を学校へ報告する。

3 校外学習中にけがをした、病気になったとき

- 学校(担任)から連絡が入る(ケガ・病気の具合を確認する・今後の対応について確認する)
※基本的には、「2 学校でけがをした、病気になったとき」と同様です
※現地が遠距離で迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

※緊急連絡先の変更は早急にお知らせください。

富士宮市立富士根北小学校
電話 26-3088 村山1499番地
富士宮警察署:電話23-0110

11 富士山噴火警報が発令されたとき

- 情報収集に努め、指示に従って避難。
- 噴火レベル3→引き渡しを行い、休校の措置をとる。

4 地震のとき

※「南海トラフ地震臨時情報」は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です

状況	南海トラフ地震臨時情報				地震発生 震度5強以上
	「調査中」発表時	「巨大地震警戒」発表時	「巨大地震注意」発表時	「調査終了」発表時	
登下校時	<input type="checkbox"/> 地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ※通学路の安全確保のため、ブロック塀等の危険箇所をお子様と確認しておいてください。				
在校時	<input type="checkbox"/> 原則として平常の活動を継続 ・地震情報に注意し、引き渡し準備	<input checked="" type="checkbox"/> 原則として休校 ・引き渡し開始 ・下校できない児童は留め置き	<input type="checkbox"/> 原則として平常の活動を継続	<input type="checkbox"/> 原則として平常の活動に戻る	<input checked="" type="checkbox"/> 原則として休校 ・安全確認後、引き渡し開始 ・下校できない児童は留め置き
在宅時		<input checked="" type="checkbox"/> 休校 ・保護者の管理下で行動			<input checked="" type="checkbox"/> 休校 ・保護者の管理下で行動
留意点	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ※引き渡しについては、徒歩での来校にご協力ください。保護者が来校できない場合は、代理人をお願いしてください。				

5 不審者が出没したとき 防犯ブザーの携帯を!

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
*安全確保 *下校が危険な時、児童に動揺がある場合は、保護者への引渡し。	<input type="checkbox"/> 大声で助けを求め近くの家に避難し、警察23-0110への連絡を依頼する。 <input type="checkbox"/> 学校へ連絡する。	*一斉メール、電話連絡、安全確保の依頼 *危険がある場合は、集団下校・引渡しを行う。

6 交通事故の発生時

- 保護者は現場に急行する
 *状況に応じて、救急車要請、応急処置
 *警察(学校)へ連絡 *けが人に同行
 ※学校職員による現場確認にご協力ください。(時刻、場所、状況等を連絡する)

8 危険動物出没・校区の事件発生

- 危険があると思われる場合は学校より一斉メールをする。

9 ミサイル発射に伴うJアラートが発令されたとき

- ◎ミサイルが落下する危険性があるときは、屋外スピーカーや緊急速報メール等から警報が流れます。
- 屋外(登下校中等)にいる時:頑丈な建物や地下に避難する。
- 建物がない時:物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内(校舎・自宅等)にいる時:窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
- ※Jアラートが解除され、登校できる状態になったことを確認した上で登校します。必要に応じて学校からメールが入ります。

7 感染症疾病の疑いがあるとき

家庭での発症	学校での発症
*発症の疑いがある場合は、登校させず、医療機関で受診する。	*学校から連絡がある。 *学校へ迎えに行く。 *医療機関で受診する。
<input type="checkbox"/> 診断結果を学校へ報告する。 *「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。証明書は学校HPからダウンロード可 *医師の停止解除の指示を受けて「証明書」を持って登校する。 ※インフルエンザの診断を受けた場合(富士宮市内の医療機関の場合) *医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらい学校へ連絡する。 *自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。 *発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項記入し、登校時に提出する。 ※新型コロナウイルス感染症の診断を受けた、検査キットで陽性が確認された場合 *学校へ連絡する。 *「出席停止にかかる証明書」を学校から受け取るまたはHPからダウンロードする。 *自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。 *発症後5日、かつ、症状軽減1日経過後、「出席停止解除にかかわる証明書」に必要事項を記入し、登校時に提出する。	

10 災害等による長時間の停電が発生している場合

- 原則として休校
登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。